

船舶事故調査報告書

令和3年1月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	令和2年7月26日 11時05分ごろ
発生場所	沖縄県久米島町中の浜 仲里港北防波堤灯台から真方位114° 1.8海里付近 (概位 北緯26° 20.4′ 東経126° 51.4′)
事故の概要	水上オートバイGONTAは、浮体をえい航して遊走中、浮体の搭乗者が落水して負傷した。
事故調査の経過	令和2年8月4日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ GONTA、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	296-26901 沖縄、株式会社 OKINA
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定 搭乗者A
負傷者	負傷 1人（搭乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、搭乗者2人（以下「搭乗者A」、「搭乗者B」という。）をうつ伏せの状態に乗せた円筒状の浮体（以下「本件浮体」という。）をえい航し、約25km/hの対地速力で旋回中、搭乗者A及び搭乗者Bが落水した。</p> <p>搭乗者Aは、両手で本件浮体の取っ手をつかんでいたものの、本船が旋回した際、身体を支えることができなくなり、搭乗者Bと共に落水した。</p> <p>船長は、旋回した際、本件浮体が傾斜して搭乗者2人が片側に寄っているのが見えたので、落水しないようスロットルレバーを緩めたが、ほぼ同時に搭乗者2人が落水したのを認めた。</p> <p>搭乗者Aは、病院に搬送され、左眼窩骨骨折と診断された。</p> <p>船長及び搭乗者2人は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、本件浮体をえい航して遊走中、約25km/hの対地速力で旋回した際、本件浮体が傾斜したことから、搭乗者Aが、身体を支えることができなくなって落水し、負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、本件浮体をえい航して遊走中、約25km/hの対地速力で旋回した際、本件浮体が傾斜したため、搭乗者Aが身体を支えることができなくなって落水したことにより発生したものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 浮体をえい航して旋回する場合は、搭乗者が落水することがないように、速力や旋回半径に注意して旋回すること。・ 浮体をえい航して遊走する場合は、後方の見張り役を乗船させることが望ましい。・ 浮体の搭乗者には、ヘッドギア等の保護具を着用させることが望ましい。
--------------	--